

重要（必ずお読みください）

令和6年1月

保護者各位

令和6年度幼児教育・保育の無償化のための書類提出について

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する児童について、利用料等の無償化の給付を受けるには施設等利用給付認定（以下、認定）を受ける必要があります。対象となる方は、下記の書類をご提出ください。武蔵野市外の方は、お住まいの市区町村にご確認ください。

記

1 認定区分と対象者

認定区分・対象者	利用施設・内容
2号認定 3歳児クラス～5歳児クラス 「保育を必要とする事由」に該当し、園で預かり保育を希望する場合	幼稚園・認定こども園の 預かり保育 （認可外保育施設等）
3号認定 満3歳児クラス 「保育を必要とする事由」に該当し、園で預かり保育を希望する場合で、個人住民税が非課税の世帯のみ対象（詳しくは裏面をご確認ください。）	

※クラスは、認定を受ける年度の学年です。

※幼稚園・認定こども園に在籍し、預かり保育を利用しない方又は対象とならない場合、申請書類の提出は不要です。

※入園日以前より現在まで育児休業を取得しており、引き続き育児休業を取得する場合は、当該認定を受けることはできません。

2 提出書類

- ① 施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号用）
- ② 保育の必要性の事由を証明する書類（保護者全員分）

※保護者の状況により必要書類が異なります。状況ごとの必要書類は、「施設等利用給付認定申請書」の裏面をご覧ください。

※今回用意する就労証明書等の各要件書類は、令和5年12月以降に証明されたものが有効となります。ただし、4月以降に申請する場合は、申請月の前月から起算して3か月以内に証明されたものが有効となります。

例：11月中に申請する場合は、8月以降に証明された書類が必要です。

3 提出期限

- (1) 令和6年4月から入園・利用する児童

→令和6年2月19日（月曜日）から令和6年3月1日（金曜日）まで（子ども育成課必着）

- (2) 令和6年4月以降に入園・利用する児童

→毎月1日から10日（土日祝日の場合は翌開庁日）まで（子ども育成課必着）

※提出が遅れた場合は施設等利用給付認定通知書の発行が翌月になります。

※認定開始希望日を過ぎた場合、遡及して認定できません。必ず事前に申請してください。



4 提出方法

子ども育成課（下記提出先）に郵送又は電子申請（4月以降は窓口可）

※到着確認の電話対応等はありません。

※郵送の場合は、封筒表面に「施設等利用給付認定申請書 在中」と

明記し、特定記録郵便・レターパックなどの発着履歴のわかる方法で発送してください。

※提出先は幼稚園・認定こども園ではありませんのでご注意ください。

5 申請後

- 保育の必要性が確認できた場合、幼稚園・認定こども園を通して施設等利用給付認定通知書をお渡しします。

6 注意事項

- 認定後に、お仕事やご家庭の状況に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」をご提出ください。
- 認定期間を経過したときは、施設等利用給付認定は受けられません。認定期間の経過前に改めて認定の申請を行ってください。
- 翌年度以降も施設等利用給付認定を受けるためには、毎年度現況確認を行い、「保育の必要性」を確認する必要があります。
- 市外に転出する際は「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」をご提出ください。引き続き、施設等利用給付を受けるためには、転出先の自治体で認定を受ける必要があります。申請期限や申請書類等については、事前に転出先の自治体にご確認ください。
- 在園している幼稚園の預かり保育の実施時間が一定の時間より少ない場合、上限額まで認可外保育施設等の利用料が無償化される場合があります。詳しくはHPをご覧ください。

幼稚園・認定こども園(1号認定(幼稚園枠))幼児
教育・保育の無償化の申請について(市HP)



幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスの方

個人住民税が非課税であることの証明について

- 令和5年1月1日時点で武蔵野市に住民登録がある方は、個人住民税の情報を子ども育成課で閲覧し保護者全員が非課税であることを確認するため、「個人住民税非課税証明書」の提出は不要です。
- 令和5年1月1日時点で保護者いずれか又は全員が武蔵野市に住民登録がない方は、**該当の方の「個人住民税非課税証明書」**を申請書類に添付してご提出ください。
- 令和6年8月分までの認定の申請は「**令和5年度の個人住民税**」を確認し、令和6年9月分以降については「**令和6年度の個人住民税**」を確認します。新たに個人住民税が非課税になった場合は認定の申請ができます。また、課税になった場合は認定が受けられなくなりますので、**速やかに「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」をご提出ください。**

※国内に住民登録がなかった方や海外収入があった方は、別途、書類提出を求める場合があります。

※個人住民税が未申告の方等は、1月1日時点で住民登録のある市区町村で申告の手続きをお願いします。

令和6年度幼稚園等の預かり保育の無償
化に伴う認定の申請について(市HP)



【提出先・問合せ先】

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
TEL 0422(60)1854(直通)